

第八十一号議案

仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の一部を改正する条例

仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例の一部を改正する条例

仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（平成二十八年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十七条」に、「第十五条―第二十条」を「第十八条―第二十三条」に、「第二十一条」を「第二十四条」に改める。

第二条に次の一号を加える。

六 事業者 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第七号に規定する事業者をいう。

第三条第三号中「には」の下に「、障害者との対話を行いながら」を加え、同条第六号中「災害時に」を「災害時の避難、生活等に」に、「障害がある者の安全」を「、障害がある者がより困難な状況に至ることを踏まえ、障害がある者の安全及び安心」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「障害者の」を「全ての障害者について、」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

第五条中「深め」を「深めるとともに」に、「協力するとともに、障害者との対話を行いながら、合理的配慮をするように」を「協力するよう」に改める。

第七条第一号イ中「入所施設」を「福祉サービスを行う施設への入所（入居を含む。）及び当該施設」に改める。

第九条第一項中「するように努めなければ」を「しなければ」に改める。

第二十一条を第二十四条とする。

第三章第二節中第二十条を第二十三条とし、第十七条から第十九条までを三条ずつ繰り下げる。

第十六条中「第二十条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第二項第二号中「第十七条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条を第十八条とする。

第三章第一節中第十四条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 市は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報を収集し、及び整理するよう努めるとともに、事業者及び市民に対し、当該情報の提供を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 市は、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決が図られるよう、障害及び障害者に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成その他の必要な施策を実施するものとする。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(教育の推進)

第十一条 市は、市民の障害及び障害者に関する関心と理解を深めるための教育の推進に必要な施策を実施するものとする。

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

理 由

障害を理由とする差別の解消に関する基本理念を改めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正を考慮し事業者に社会的障壁の除去の実施に係る合理的配慮を義務付ける等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十二号議案

仙台市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

仙台市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

仙台市後期高齢者医療に関する条例（平成二十年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。
第二条第八号中「附則第七項」を「附則第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十二号議案

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例（平成十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二項第二号口中「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」を「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十四号議案

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第七十八号を削り、第七十九号を第七十八号とし、第八十号から第八十五号までを一
号ずつ繰り上げる。

第二条の三第二項第二号中「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省
令第三十三号）第七条」を「内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規
則（令和五年内閣府令第四十四号）第十条」に、「同令第六条」を「同令第九条」に改め、同項第四号
及び第五号中「第八条」を「第九条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

租税特別措置法施行令の改正に伴い特定の民間再開発事業認定申請手数料を廃止するとともに、厚生
労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の改正及び内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家
戦略特別区域法施行規則の制定等に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要
がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十五号議案

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

仙台市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十六号議案

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例（令和元年仙台市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号イ中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十七号議案

仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成元年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「又は電気工作物若しくは」を「、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十八号議案

仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例の一部を改正する条例

仙台市火災予防条例（昭和四十八年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項中「自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十二号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第一号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第十三条の二第二項第二号中「こと」の下に「。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。」を加え、同項第六号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第七号中「急速充電設備と電気自動車等との接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第十一号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第十二号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等と」に改め、同項第十三号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第十六号中「当該蓄電池」の下に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと

第十三条の二第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第五号中「変電設備」とあるのは、「急速充電設備」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（改正後の第十三条の二第一項に規定する急速充電設備をいう。）に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、急速充電設備の範囲並びに位置、構造及び管理の基準を改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八十九号議案

仙台市博物館条例及び仙台市科学館条例の一部を改正する条例

仙台市博物館条例及び仙台市科学館条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第十八条」を「第二十二条」に改める。

- 一 仙台市博物館条例（昭和六十年仙台市条例第二十九号）第十条第二項
- 二 仙台市科学館条例（平成二年仙台市条例第九号）第九条第二項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

博物館法施行規則の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九十号議案

仙台市市民センター条例の一部を改正する条例

仙台市市民センター条例の一部を改正する条例

仙台市市民センター条例（平成二年仙台市条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表一の表仙台市高森市民センター第一研修室の項中「七九〇円」を「九三〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 仙台市高森市民センターに係る改正後の別表一の表の規定は、この条例の施行の日以後に仙台市高森市民センターを使用する場合について適用する。
- 3 改正後の別表一の表の規定に係る仙台市高森市民センターの使用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

理 由

高森市民センターの使用料を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 91 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市衛生研究所移転改築工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区扇町六丁目 3 番 6
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,520,024,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号
仙建工業・橋本店・阿部建設共同企業体
 構成員 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号
 仙建工業株式会社
 構成員 仙台市青葉区立町27番21号
 株式会社橋本店
 構成員 仙台市青葉区中江二丁目23番20号
 阿部建設株式会社

第 92 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市衛生研究所移転改築電気設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区扇町六丁目 3 番 6
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 570,900,000円
- 5 契約の相手方 仙台市若林区東七番丁15番地
福興電気・仙台電気工事共同企業体
構成員 仙台市若林区東七番丁15番地
福興電気株式会社
構成員 仙台市青葉区北根黒松 1 番25号
仙台電気工事株式会社

第 93 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市衛生研究所移転改築機械設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市宮城野区扇町六丁目 3 番 6
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,266,100,000円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区日の出町一丁目 1 番35号
興盛工業所・熱研プラント工業共同企業体
構成員 仙台市宮城野区日の出町一丁目 1 番35号
株式会社興盛工業所
構成員 仙台市宮城野区扇町五丁目 8 番 4 号
熱研プラント工業株式会社

第 94 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市博物館大規模改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区川内26番
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 506,638,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号
株式会社阿部和工務店

第 95 号議案

財産の取得に関する件

次の財産を取得することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

品 名	金 額	取 得 の 相 手 方	備 考
展示物	円 794,807,667	東京都台東区台東一丁目 5 番 1 号 株式会社トータルメディア開発研究所	仙台市科学館用

第 96 号議案

訴えの提起に関する件

仙台市太白区袋原六丁目 6 番10号学校法人清泉学園を被告とし、本市が支払った平成28年度分から令和 3 年度分までの施設型給付費に係る過払金19,487,767円、平成28年度分の仙台市私立保育所等延長保育事業費補助金に係る過払金420,000円及び令和 3 年度分の仙台市私立保育所等助成金に係る過払金231,300円の合計額20,139,067円の返還並びにこれに対する遅延損害金の支払を請求する訴えを提起することにつき、地方自治法第96条第 1 項第12号の規定により、議決を求める。

第 97 号議案

町の区域の変更に関する件

本市の町の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

1 仙台市泉区天神沢一丁目及び本田町における宅地造成工事施行地区内について行うもの

区域を変更する 町 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	町 名	地 番
本 田 町	天神沢一丁目	3の一部, 4の206, 19の1の一部及びこれらの区域に隣接する公有地の全部

備考 地番は令和5年3月20日現在のもの

2 仙台市泉区天神沢一丁目及び本田町における宅地造成工事施行地区隣接地について行うもの

区域を変更する 町 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	町 名	地 番
本 田 町	天神沢一丁目	19の1の一部

備考 地番は令和5年3月20日現在のもの

第 98 号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
黒 松 団 地 10 号 線	仙台市青葉区北根黒松 1 番325 同 1 番336
愛 子 中 央 二 丁 目 1 号 線	仙台市青葉区愛子中央二丁目54番 4 同 52番42
錦 ヶ 丘 一 丁 目 12 号 線	仙台市青葉区錦ヶ丘一丁目49番 3 同 48番20
錦 ヶ 丘 一 丁 目 13 号 線	仙台市青葉区錦ヶ丘一丁目46番22 同 47番17
錦ヶ丘一丁目歩行者専用道路 7 号線	仙台市青葉区錦ヶ丘一丁目78番228 同 78番228
舟 丁 1 号 線	仙台市若林区舟丁64番 5 同 52番 1

2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
舟 丁 1 号 線	仙台市若林区舟丁64番10 同 52番 1

第 99 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

令和5年度仙台市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度仙台市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度仙台市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,535,915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ620,186,915千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		120,543,104	5,535,915	126,079,019
	2 国庫補助金	34,605,888	5,535,915	40,141,803
歳入合計		614,651,000	5,535,915	620,186,915

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 健康福祉費		245,667,905	5,535,915	251,203,820
	1 健康福祉費	12,846,634	4,344,475	17,191,109
	4 児童保健福祉費	94,628,130	1,191,440	95,819,570
歳出合計		614,651,000	5,535,915	620,186,915

第 100 号議案

仙台市監査委員の選任に関する件

仙台市監査委員岩渕健彦は令和 5 年 9 月 20 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、岩渕健彦

第 101 号議案

仙台市固定資産評価員の選任に関する件

仙台市固定資産評価員佐藤純一は令和 5 年 5 月 24 日に辞任したので、別紙の者をその後任に選任することにつき、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、鈴木基弘